

岩手県告示第 463 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 4 項において準用する同法第 28 条第 4 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 早池峰山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 早池峰山鳥獣保護区のうち、早池峰山国有林三陸北部森林管理署 186 林班ろ、は<sub>1</sub>、は<sub>2</sub>、へ、ロ、ハ、ニの各小班、187 林班イ小班、188 林班は、にの各小班、189 林班ほ小班、190 林班に小班、薬師国有林岩手南部森林管理署遠野支署 94 林班ほ、イの各小班、98 林班は<sub>1</sub>、は<sub>2</sub>、イの各小班、126 林班、岳山国有林岩手南部森林管理署遠野支署 764 林班に<sub>1</sub>、に<sub>2</sub>、ほの各小班、鶏頭山国有林岩手南部森林管理署遠野支署 769 林班イ小班、770 林班イ小班、771 林班イ<sub>1</sub>、イ<sub>2</sub>、ロの各小班、門馬山国有林三陸北部森林管理署 420 林班い<sub>1</sub>、い<sub>2</sub>、い<sub>3</sub>、ろ、に、ほ<sub>1</sub>、ほ<sub>2</sub>、へ、イ<sub>1</sub>、イ<sub>2</sub>、ロ<sub>1</sub>、ロ<sub>3</sub>、ハ、ニの各小班、南平津戸山国有林三陸北部森林管理署 420 林班は、ロ<sub>2</sub>の各小班的区域
- 3 存続期間 平成 20 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針の案
  - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 特別保護地区の指定目的 当地域は、早池峰山を主峰とする山岳地帯で、国定公園及び国の自然環境保全地域等に指定されており、多種の野生動植物の生育する優れた環境を有している。

このことから、早池峰山鳥獣保護区における中核的な区域として鳥獣保護区特別保護地区に指定し、当地域における鳥獣の保護、鳥獣の生息環境の保護及び鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。
  - (3) 管理方針
    - ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。
    - イ 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
    - ウ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間 平成 20 年 6 月 17 日から同月 30 日まで
  - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課並びに県南広域振興局、県南広域振興局花巻総合支局及び宮古地方振興局の保健福祉環境部